

# (案)

## 「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」相談等対応業務委託契約書

「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」相談等対応業務について、高松市（以下「委託者」という。）と、\_\_\_\_\_（以下「受託者」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

### （総則）

第1条 「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」相談等対応業務（以下「本業務」という。）について、受託者は、この契約書に定めるもののほか、別に定める仕様書に従い、これを履行しなければならない。

### （委託料）

第2条 委託料は、\_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

### （委託期間）

第3条 この契約の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、業務開始は令和8年8月1日とし、令和8年7月31日までは準備期間とする。

### （業務上の注意）

第4条 受託者は、委託業務の遂行に当たっては、誠実にこれを履行するとともに、委託者の指示に従わなければならない。

### （契約保証金）

第5条 受注者は、高松市契約規則（高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第100条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により公告その他の契約の申込みの誘引において発注者から求められたときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第29条第3項各号に規定する者による契約の解除に伴う損害についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(特許権等の使用)

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利(以下この条において「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第8条 受託者は、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に再委託してはならない。ただし、本業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により委託者に承諾を求めようとするときは、再委託の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等を、書面で委託者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密について、いかなる理由があっても第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

3 受託者は、委託者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた図書等(業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

(個人情報の保護)

第10条 受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取扱う場合は、別記

「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(管理責任者及び管理責任者等に対する措置請求)

第11条 受託者は、本業務の管理責任者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。管理責任者を変更した場合も同様とする。

2 管理責任者は、この契約の履行に関し、製作管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、第4項の請求の受理、第5項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、管理責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

4 委託者は、管理責任者、受託者の使用人又は第8条の規定により受託者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

(監督・報告等)

第12条 委託者は、本業務の実施状況を把握するために必要があると認めるときは、受託者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、また受託者に対し必要な指示をすることができる。

(業務の内容等の変更)

第13条 委託者は、必要がある場合には、本業務の内容を変更し、又は本業務を一時中止することができる。この場合、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議の上、書面によりこれを定める。

2 前項の場合、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、委託者と受託者が協議して定める。

(受託者の請求による期間の延長)

第14条 受託者は、その責めに帰すことのできない事由により履行期間内に本業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者が協議して定める。

2 前項の規定により履行期間を延長したときは、当該契約を変更するものとする。

(事情変更)

第15条 予測することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、業務委託料の変更を請求することができる。

(損害賠償)

第16条 受託者は、本業務を遂行するに当たり、受託者の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者の責任において賠償するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由による場合（受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適當であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを委託者に通知しなかったときを除く。）は、この限りでない。

2 前項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(検収)

第17条 受託者は、本業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して完了届を提出し、成果物の検収を受けなければならない。この場合において、委託者は、完了届を受理した日から10日以内に受託者の立会いの上、検収を行わなければならない。

2 受託者は、第1項の検収に合格しなかったときは、委託者の指示に従い、直ちに補正を行い、委託者の再検収を受けなければならない。

(業務委託料の支払)

第18条 受託者は、前条の規定により、検収に合格した時は、業務委託料の支払を請求するものとする。

2 委託者は、前項の規定により受託者から適法な請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第19条 委託者は、成果物に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補正を請求することができる。

2 前項の規定により、受託者が負うべき責任は、第17条第1項の規定による検収に合格したことをもって免れるものではない。

(履行遅滞の場合における遅延損害金)

第20条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に本業務を完了することができない場合で期限後に完了する見込みがあると認められるときは、委託者は、受託者にその理由を明示した書面を提出させた上で、遅延損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、未完了分の契約代金に対して延長日数に応じ年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(委託者の任意解除権)

第21条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第22条又は第23条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼした

ときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第22条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 管理責任者を配置しなかったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第23条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受託者が第6条第1項の規定に違反し、業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 受託者がこの業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受託者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が第25条又は第26条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受託者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（受託者の代表役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役

員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時業務等の委託契約を締結する事務所をいう。)を代表する者(代表役員等に含まれる場合を除く。)をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団関係者(暴力団員又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 再委託契約又は資材等の購入契約(以下「再委託契約等」という。)を締結する場合等において、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、再委託契約等を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約等を締結する等当該者を利用していた場合(オに該当する場合を除く。)において、委託者が当該再委託契約等を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

キ この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この号において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下この号において「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

ク この契約に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下このク及びケにおいて「受託者等」という。)に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。ケにおいて「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ケ この契約に関し、納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又

は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

コ この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。サにおいて同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

サ この契約に関し、受託者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 委託者は、第22条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第25条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第26条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第13条第1項の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第13条第1項の規定による業務の中止が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第27条 第25条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第28条 委託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務の一部が完了し、かつ、可分のものであり、当該部分についてこの契約の目的を達成することができる」と認められるときにおける当該完了部分については、第17条中「業務」とあるのは「完了部分に係る業務」と、第18条中「業務委託料」とあるのは「完了部分に係

る業務委託料」と読み替えて、同条の規定を準用する。

2 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が、民法の規定に従い協議して定める。

(委託者の損害賠償請求等)

第29条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受託者が履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第22条又は第23条の規定により、この契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、受託者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第22条又は第23条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第23条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）に該当する場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第30条 受託者は、第23条第9号キからコまでのいずれかに該当するときは、委託者

がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、委託者が第17条第1項の確認をした後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、委託者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。  
(受託者の損害賠償請求等)

第31条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に該当する場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第25条又は第26条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第18条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第32条 受託者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料の支払の日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第33条 受託者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等(暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下同じ。)から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受託

者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(合意管轄)

第34条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、委託者の本庁所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(業務中の事故責任)

第35条 委託業務実施中において発生した事故により、従事者が受けた損害については、委託者は、いかなる責めも負わないものとする。

(補則)

第36条 この契約書に定めのない事項又は契約条項に疑義が生じたときは、必要に応じて委託者と受託者が協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

委託者 高松市  
高松市長 大西秀人

受託者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名